

役員等の選任指名等に関する方針・手続

【方針】

当社は、取締役候補者の指名にあたり、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。社内取締役の候補者については、取締役会議案の審議に必要な広範な知識、経験及び実績を備えていること、管掌部門の課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、人望があり、法令及び企業倫理の遵守を徹底する見識があることを重視する。また、すべての取締役候補者の指名において、当社の経営に求められる資質と機能を具体的に整理し、取締役会を構成する上で必要かつ適切と考えられる候補者は、その構成員としてそれぞれ求められる資質と機能を充足することを条件とする。当社は、経営陣幹部及びその在任の適否並びに執行役員を選任についても、社内取締役候補者の指名方針を準用し、執行役員に選任された者は、経営陣幹部候補者であることを認識し、代表取締役その他の業務執行取締役から権限の委任を受けて重要な業務を執行し、その経験を基に能力と知見を研鑽・練磨するものとする。

当社は、監査役候補者の指名にあたり、企業経営における監査及び監査役の機能の重要性を認識し、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、監査役として職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。

また、当社は社外役員の独立性に関する判断基準を別途定め、同基準を満たす社外取締役候補者及び社外監査役候補者を推薦する。

【手続】

取締役候補者は、社長が選考し、指名諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において決定する。

監査役候補者は、社長が推薦し、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会において決定する。

執行役員は、社長が選考し、指名諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において選任する。

社長をはじめとする現任の経営陣幹部については、必要に応じて、指名諮問委員会において会社の業績その他の経営又は業務執行に関する一定の評価等に基づき、その職階（役位）にあることの適否を協議した上で、取締役会において諮ることとする。